

ポイント 地方税や消費税の申告・納税については従来通り単体申告となります。

A3

連結納税は法人税の制度となりますので、連結グループ内の法人であっても、地方税や消費税は単体で申告・納税しなければなりません。ただし、地方税は、連結法人税の計算課程で算出される各法人に帰属する所得金額や法人税額を課税標準として計算されることとなりますので、連結法人税と同様に提出期限の延長特例が設けられており、原則として2ヶ月延長することができます。なお、消費税については、提出期限の延長特例はありません。

連結納税を採用した場合、子法人の連結納税開始前の繰越欠損金は持ち込むことはできませんが、事業税は相変わらず単体申告となりますので繰越欠損金は利用することができます。また、住民税については、法人税における繰越欠損金に一定の率（普通法人の場合30%）を乗じたものを住民税の欠損金（控除対象個別帰属調整額）として認識し、住民税の課税所得から控除することができるようになっております。